



平成 21 年 3 月 16 日

各 位

会 社 名 ピジョン株式会社
代表者名 代表取締役社長
大 越 昭 夫
(コード番号:7956 東証第1部)
問合せ先 執行役員経営企画本部長
高 坂 功
03-3661-4188(直通)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、「定款一部変更の件」を平成 21 年 4 月 28 日開催予定の第 52 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」)の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

①決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第 8 条(株券の発行)および第 10 条(単元未満株券の不発行)の規定を削除するものであります。

②「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号)が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。

③株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。

④その他、決済合理化法の施行に伴う所要の変更を行うものであります。

(2) 上記の他、規定の整備および文言の加除等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

添付資料のとおりです。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日

平成 21 年 4 月 28 日

定款変更の効力発生日

平成 21 年 4 月 28 日

以 上

(別紙)

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株式	第 2 章 株式
<u>第 8 条 (株券の発行)</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削 除)
第 9 条 (条文省略)	第 8 条 (現行第 9 条どおり)
<u>第 10 条 (単元未満株券の不発行)</u> 当社は、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。	(削 除)
第 11 条(単元未満株式についての権利) 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2)会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利	第 9 条(単元未満株式についての権利) 当社の株主は、その有する単元株式数に満たない数の株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2)会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利
第 12 条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。	第 10 条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。
第 13 条 (株式取扱規則) 当社の株式に関する取扱および手数料ならびに株主提案権その他株主の権利行使の手続に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	第 11 条 (株式取扱規則) 当社の株式、新株予約権に関する取扱および手数料ならびに株主提案権その他株主の権利行使の手続に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
第 14 条～第 40 条 (条文省略)	第 12 条～第 38 条 (現行第 14 条～第 40 条どおり)
(新 設)	附則
(新 設)	第 1 条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。
(新 設)	第 2 条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
(新 設)	第 3 条 本附則第 1 条乃至本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。